

【東基連労務管理研究会主催】

実務担当者の皆様へ

# ★同一労働同一賃金ガイドライン案★

## 研修会

**改正法施行の前に、人事労務担当者の前提知識として「同一労働同一賃金ガイドライン案」をマスターしておくための研修会を開催します。**

働き方改革実行計画（平成 29 年 3 月働き方改革実現会議決定）の主要事項の一つである同一労働同一賃金の実現に向けては、各企業が非正規雇用労働者を含む労使の話合いによって、職務や能力等の内容の明確化とそれに基づく公正な評価を推進し、それに則った賃金制度など処遇体系全体を可能な限り速やかに構築していくことが求められます。

正規雇用労働者と非正規雇用労働者との間の不合理な待遇差を是正する取組を的確に行うためには、同一労働同一賃金ガイドライン案の具体的で正確な理解が欠かせません。実務担当者が企業内で自らの役割を果たすことができるよう前提知識を深めるためのセミナーです。

- 1 日時 平成 30 年 2 月 26 日（月）午後 1：30～4：30
- 2 場所 中労基協ビル 4 階ホール 千代田区二番町 9-8（裏面の会場案内参照）
- 3 内容 改正法令の施行日程と企業の対応工程  
ガイドラインに反した場合の企業リスクの内容。紛争解決制度。  
企業にとって本当に必要な対応の方向性  
ガイドライン案の具体的内容（問題となる例・ならない例をめぐる例題によるワークを含む）。裁判例の紹介。
- 4 講師 弁護士 森井利和 氏（西東京共同法律事務所）
- 5 参加対象 人事労務実務担当者
- 6 参加定員 80 人
- 7 参加費 無料
- 8 参加申込 裏面の参加申込書に必要事項をご記入のうえ、ファックス送信をお願いいたします。
- 9 問合せ先 公益社団法人東京労働基準協会連合会 千代田区二番町 9-8 電話 03-6380-8305
- 10 主催団体 公益社団法人東京労働基準協会連合会（本部並びに中央・上野・足立荒川・江戸川・立川・青梅・三鷹の各支部）

## H30. 2. 26 同一労働同一賃金ガイドライン案研修会参加申込書兼参加票

会社名	
所在地	
業種	<p>該当するものに○をつけてください</p> <p>1 建設業 2 製造業 3 情報通信業 4 運輸業 5 卸売・小売業 6 金融・保険業</p> <p>7 不動産業 8 飲食店・宿泊業 9 医療・福祉 10 教育・学習支援業</p> <p>11 その他 ( )</p>
参加者	部署・職名
	氏名
	連絡電話番号 <span style="float: right;">FAX 番号 (参加票返信用)</span>

- ※注：① 上記各事項にご記入のうえ、このまま、ファックスでお申送ください。(FAX 03-6380-8405)
- ② 事務局で受付後、この申込書を、参加票として折返しファックス返信いたします。
- ③ 定員に達した後のお申込みにつきましては、電話等でその旨ご連絡いたします。
- ④ 申込書にご記入いただいた情報は、当交流セミナーに関する業務にのみ使用し、法令に基づく場合などを除き、個人情報を第三者に開示、提供はしません。

**会場案内** 地下鉄有楽町線 麹町駅 4番出口 徒歩4分



お申込FAX03-6380-8405